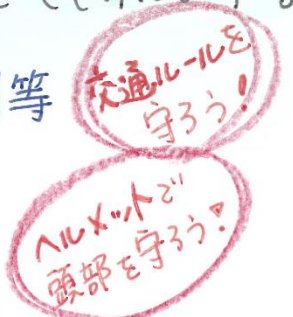




4月1日から自転車ルールが変わります。
2月24日(火)浪速警察署の方を講師にお招きし、自転車講習会を
しました。
浪速警察署 交通課の方が来られて「きちんとルールを守って自転車
目的地まで行こうとすると、私どもはかたどりに着きませぬ。」と言われ
びっくりしました。普段利用している道でも信号や一時停止を守ると
時間はかかってしまいます。

「自転車は気軽な乗り物」という考えは捨てましょう。」もドキッとさせられました。

- ・自転車は『軽車両』です。罰則・罰金はミニバイクと同等
- ・特別な場合を除き、ほぼ車道を走らなければなりません。
- ・『さあべえ』基本 **X** 青切符 適用される見直し



※令和8年4月1日から自転車に青切符が運用されます

免許はなくてもドライバー

ルールを守って責任ある運転を!

16歳以上が対象

～青切符(交通反則通告制度)導入後の指導取締りについて～

①反則金未納時 ②反則金未納時

携帯電話使用等(保持) 反則金 12,000円

信号無視 反則金 6,000円

大府警察 大阪府自転車軽自動車商業協同組合

自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の交通違反を認知した場合、基本的には、現場での指導(警告)を行います。ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、『悪質・危険な違反』であったときは、取締りを行います。

指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。

交通反則通告制度とは

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取り受けると、青切符(反則行為となるべき事実の警告等が記載された書面)が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されません。いわゆる「罰則もつない」制度になります。

①反則金未納時 ②反則金未納時

反則行為	反則金
反則行為	12,000円
携帯電話使用等(保持)	7,000円
道路幅寄せ	6,000円
指定場所一時不停止等	5,000円
無灯火	3,000円
指定禁止違反	
軽車両乗員乗客制限違反(二人乗り等)	

自転車乗員の安全確保、道路における交通の危険を生じさせないことを目的とする。違反行為の発生を抑制し、交通事故の発生を防止することを目的とする。違反行為の発生を抑制し、交通事故の発生を防止することを目的とする。

自転車乗員の安全確保、道路における交通の危険を生じさせないことを目的とする。違反行為の発生を抑制し、交通事故の発生を防止することを目的とする。



ピースくを
さがしてねっ♡



組合員サービスセンター
フリーコール 0120-299-070
FAX 0120-299-230
携帯からは 072-856-7671 (有料)
(月・土曜日 9:00~17:00 火~金曜日 9:00~18:00)

パル委員にご興味のある方は
こちらからどうぞ →

受付させていただいた個人情報に関しては
この取組み以外に使用いたしません。



西・浪速地域活動委員会
18117461777/ニュースVol.47

うらへ続く →